

郷土を知る情報ポータルサイト作成・運用管理業務委託 企画提案募集要項

1 目的

山形の未来の地域づくりを担う人材の流出が懸念される中、本県の若者定着・地域づくりの発展のためには、郷土である山形のことを思い続け、郷土発展のために尽くそうとする心「郷土愛の育成」が不可欠である。

そのため、児童生徒や県民が、郷土山形を学ぶ際に山形の魅力的な地域資源（自然、文化、歴史、産業、人々等）の情報にスムーズにアクセスし、探究型学習や自発的な学習の中で様々な山形の魅力を知り、学びをより深めることができる環境整備を行うことで、郷土愛の育成を図る。

2 委託業務

(1) 業務名

郷土を知る情報ポータルサイト作成・運用管理業務委託

(2) 事業内容

「郷土を知る情報ポータルサイト作成・運用管理業務 業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 提案上限額

2,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募資格に関する事項

本企画提案に応募できる事業者は、以下の項目のすべての要件を満たす単独事業者又は複数の企業で構成する共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 単独事業者

- ① 山形県内に本社又は主たる事務所を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- ③ 1年以上引き続き業として当該企画提案に付する契約に係る業務を営んでいること。
- ④ 申請日において、山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）。
- ⑥ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- ⑧ 山形県暴力団排除条例（平成23年8月1日施行）の規定により、次のいずれにも該当しない者であること。

イ 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められる者

- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更正及び再生手続きをしていないこと。

(2) 共同企業体

- ① 各構成員が（1）①から⑨に掲げるすべての項目を満たしているものであり、そのうち、1構成員を代表者とすること。
- ② 各構成員が、本企画提案に参加する単独事業者又は他の企業体の構成員ではないこと。
- ③ 共同企業体において、代表者との委託契約（県との関係においては再委託に該当）により業務を実施すること。この場合、業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 見積金額が県の提示する提案上限額を上回るとき。

4 提出書類及び提出方法

本企画提案に参加する場合は、下記の書類を提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書（様式第1号）：1部
- ② 事業者概要書（様式第2号）：1部

<添付書類>

※1 会社（事業）概要がわかるパンフレット等：6部

※2 法人の履歴事項全部証明書（提出日において発行の日から3箇月以内のもの。）、定款又は寄付行為、役員名簿、直近の決算書：各1部

※3 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明する書類（非課税のものを除く。）：各1部

ア 山形県税 山形県に収めるべき税に未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（各総合支庁が発行する直近の証明書。提出日において発行の日から3箇月以

内のもの。)

イ 消費税及び地方消費税 消費税及び地方消費税の納税証明書（本社所在地管轄の税務署が発行する直近1年間の証明書。提出日において発行の日から3箇月以内のもの。）ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により徴収猶予を受けている場合は、納税の猶予許可証通知に代えることができる。

ウ 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類の写し

※4 ※2及び3に定める各種証明書等は複写したものでも差し支えない。なお、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項に定める競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者は、提出する必要はない。

※5 共同企業体にあつては、様式第1-2号に加え、すべての構成員について様式第1-3号、※1~3の添付書類を提出すること。

③ 企画提案書（様式第3号）：1部

④ 様式第3号に添付する企画提案書：紙媒体6部（電子データをメールにて提出すること。）

<再委託がある場合>

⑤ 再委託事業者の事業者概要書（様式第2-1号）：1部

(2) 書類の提出期限

① 参加申込書（様式第1号）、事業者概要書（様式第2号）

令和4年7月6日（水）午後5時

② 企画提案書（様式第3号）

令和4年7月13日（水）午後5時

(3) 提出方法及び提出先

「10 担当部署」まで、郵送又は持参により提出すること。（郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。）

(4) 企画提案書の記載事項

企画提案書は、「仕様書」に基づき、以下の事項について記載すること。

また、「仕様書」に記す「2 業務の目的」、「3 基本的な考え方」に基づく独自提案がある場合、それも記載すること。

① 「仕様書」に定める「5 業務の内容」に基づく企画の内容

② 業務の実施体制（業務責任者、業務担当者、連携体制等）

③ 業務の実施スケジュール（業務の全工程を記載すること。）

④ 経費見積書（構築と運用保守に係る内訳と経費が分かるように記載すること。様式は任意とする。）

⑤ 過去の類似事例の実績が分かるもの（実績が無ければ不要）

(5) その他

・提案は1事業者につき、1提案とする。

・提案はすべて企画提案書に記載すること。

・企画提案書は様式第3号に添付して提出すること。

・企画提案書のページは20 ページ以内（表紙、目次を除く。）とする。

・A4判片面刷（多色仕上げ可）、縦置き左綴じ（ダブルクリップ留め）横書きとする。各頁下部に通し番号を印字し、目次を付けること。なお、説明上やむを得ない場合、A3判も可とするが、この場合、該当用紙は折り込み、A4判にして綴り込むこと。

5 企画提案作成等に係る質問・問い合わせ

企画提案に関する一切の質問等は、別紙「企画提案書作成に係る質問書（様式第4号）」により行うものとする。

質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「郷土を知る情報ポータルサイト作成・運用管理業務委託への問い合わせ」として「10 担当部署」あてに送付すること。なお、口頭及び電話での質問は受け付けられないものとする。

① 質問書の受付期間

令和4年7月6日（水）午後5時までとする。

② 質問書への回答

質問書への回答は、質問書を提出した事業者に電子メール等で回答するとともに、山形県ホームページに掲載する。ただし、各提案者の独自企画に関わることなどについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

6 審査方法、評価基準及び選定方法

(1) 審査は、県が設置する「郷土を知る情報ポータルサイト作成・運用管理業務企画審査会」（以下「審査会」という。）において、企画提案書を審査する。審査にあたり、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

(2) 評価は以下の審査項目により行う。なお、それぞれの項目の配点及び審査の視点については、「企画提案審査基準」を確認すること。

① 企画内容等

② 業務遂行能力

③ 経費

(3) 上記評価基準に照らして採点し、審査会の各審査員の評価点の平均が60点以上の企画のうち、評価点の合計が最高の提案者と、評価点の順位の合計が最小の提案者が一致する場合は、当該提案者を最優秀者として選定する。また、同様に評価点の合計が次点の提案者と、評価点の順位の合計が次点の提案者が一致する場合は、当該提案者を次点者として選定する。評価点の合計が最高の提案者と、評価点の順位の合計が最小の提案者が異なる場合（次点者についても同様）、又は同点の提案者が複数いる場合は、各審査員の協議により選定する。

(4) 提出されたすべての提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀者を選定しない場合がある。

(5) 提案者が3者を超えた場合は、プレゼンテーションの実施に先立ち、1次審査（書面審査）を実施し、上位3者を選定する。

(6) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できる者であると判断できるときは、当該者を最優秀者として選定する。

(7) 提案者が無い場合には、本企画提案の実施を中止し、業務内容等について再検討のうえ、改め

て募集を行うこととする。

7 企画提案書提出後のスケジュール（予定）

- (1) 審査会（プレゼンテーション）：7月下旬
 - (2) 審査結果通知：7月下旬
 - (3) 契約締結：8月上旬
- ※詳細については、提案者に別途通知する。

8 委託契約に係る基本事項

- (1) 選定結果については、参加したすべての者に対して通知する。
- (2) 最優秀者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (3) 最優秀者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀者が応募提案の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (4) 提出期限後における企画提案書の再提出、差換えは一切認めない。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により停止する場合がある。
- (6) 参加申込書（様式第1号）の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「10 担当部署」に提出すること。

10 担当部署

山形県教育庁生涯教育・学習振興課 郷土愛育成室 郷土愛育成担当

住 所：〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（県庁13階）

電 話：023-630-2872 F A X：023-630-2874

メール：yshogaku#pref.yamagata.jp

「#」の部分で「@」に変えて送信してください。